

資料 2

接続委員会（第 50 回）の電子メールによる審議事項について

- 1 会議を招集せずに行った議事で取り扱った議題
東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（広帯域伝送サービスに係る改定）について【諮問第 3122 号】
- 2 会議を招集しなかった理由
意見募集及び再意見募集の提出者が個人のみであり、また、明確な反対意見もなく、原案の修正はなかったため。
- 3 審議開始日・議決日
審議開始日：令和元年 11 月 8 日（金）
議決日：令和元年 11 月 13 日（水）

（参考：上記議題に関するスケジュール）

日にち	内容
9 月 20 日	N T T 東西から接続約款の変更認可に関する申請
9 月 27 日	電気通信事業部会に諮問
9 月 28 日～10 月 21 日	意見募集（意見提出者：個人 3 件）
10 月 24 日～11 月 6 日	再意見募集（再意見提出者：個人 2 件）
11 月 8 日～11 月 12 日	接続委員会（第 50 回）による電子メール審議
11 月 13 日	接続委員会（第 50 回）の議決
11 月 15 日	電気通信事業部会からの答申。同日付で認可

接続委員会 運営方針細目

平成 31 年 2 月 13 日
 情報通信行政・郵政行政審議会
 電気通信事業部会 接続委員会

「接続委員会の設置」(平成 20 年 9 月 30 日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 2 号)第 3 項第 2 号に基づき、以下のとおり運営方針細目を定める。

1 会議の招集等

- (1) 委員会の会議は主査が招集する。
- (2) 主査は、委員会の議事を整理する。
- (3) 事務局は、主査が委員会の会議を招集するに当たり、主査の認めるところにより、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (4) 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、(1) 及び (3) にかかわらず、主査の認めるところにより、電子メールその他の電磁的方法により委員会の議事を行うことができる。第一次意見募集において意見の提出がなかった場合等、議題の内容から合理的に判断し委員会の会議を招集して審議する必要がないと主査が認めた場合も同様とする。
- (5) (4) の場合においては、主査は、会議を招集せずに行った議事で取り扱った議題及び会議を招集しなかった理由について、次に招集する委員会の会議において報告しなければならない。
- (6) その他、委員会の運営については、主査が定めるところによる。

2 会議の公開等

- (1) 会議、議事に使用された資料及び議事概要は、次の場合を除き、公開する。
 - ア 公開することにより事業者の正当な利益若しくは事業者以外の個人の権利利益又は公共の利益を害するおそれがある場合（通常公開されている内容であるため、又は公益上特に必要であるため公開することが適当であると主査が認めた場合を除く。）
 - イ その他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合
- (2) 議事概要は、事務局がその案を作成し、発言委員等の確認を経て確定させる。

3 事務局

委員会の事務局は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課とする。

参照条文

○ 接続委員会の設置(平成 20 年9月 30 日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第2号)

本部会に、電気通信事業法第百六十九条に規定する諮問事項のうち、接続等に関するものについて調査を行うため、次の委員会を設置する。

一 名 称

接続委員会

二 構 成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。
- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(広帯域伝送サービスに係る改定)について

(諮問第3122号)

<目次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	5
3	申請概要	6
4	審査結果	8

参考

・ 接続約款変更認可申請書(写)	(東日本) …	9
・ 接続約款変更認可申請書(写)	(西日本) …	12
・ 参照条文	……………	15

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 川 濱 昇 殿

令和元年11月15日

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書

令和元年9月27日付け諮問第3122号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（広帯域伝送サービスに係る改定）について、諮問のとおりに認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

以上

別添

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
－広帯域伝送サービスに係る改定－

意見募集期間: 令和元年9月28日～同年10月21日 案件番号: 145209393
再意見募集期間: 令和元年10月24日～同年11月6日 案件番号: 145209405

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 3件(個人: 3件)
再意見提出者 2件(個人: 2件)

(敬称略)

受付.	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	個人A
2	個人B	個人C
3	個人C	

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見（個人A） ○ 「NTT東日本」及び「NTT西日本」における構造では、「トラフィック（回線混雑）」を招く状態での「FTTH（光ファイバー）」及び「CATV（ケーブルテレビ）」を既得権益での独占している状態だと思いますので、古い構造での「NTT東日本」及び「NTT西日本」をバランス良く廃止して行くべき事が先決と、私し個人は思います。	再意見（個人A） ○ 「NTT東日本」及び「NTT西日本」の構造では、「FTTH（光ファイバー）」及び「CATV（ケーブルテレビ）」を既得権益での独占している状態なので、「NTT東日本」及び「NTT西日本」をバランス良く解体して行く事が先決の構造と、私は思います。「NHK（日本放送協会）」の構造では、「4K・8K」を既得権益での独占している状態なので、「NHK（日本放送協会）」をバランス良く廃止して行く事が先決の構造と、私は思います。具体的には、「回線混雑（トラフィック）」を招かない様に「有線LAN」及び「無線LAN」をバランス良く導入して行くべき構造と、私は考えます。例えばですが、総務省が提唱している公文章の内容では、余りにも、漠然としていて、「誰か頭の良い人がいたら提案してくれないか？（誰か知的水準の高いインテリジョンズに頼みたい？）」等と言う状態と、私は思います。要するに、総務省は、「再提出（再意見）」と簡単に提唱している内容と思いますが、「回線混雑（トラフィック）」における構造なので、総務省が提唱している公文章の詳細での内容が、「短絡的（幼稚的）」な要素過ぎて、漠然とした「再提出（再意見）」の余地が無い内容と、私し個人は思います。	○ いただいた御意見は、今後の情報通信政策の参考として承ります。 ○ なお、意見募集及び再意見募集については、関係法令等の定める手続きに基づき行われたものであることを申し添えます。	無
意見（個人A） ○ 「NTT 東日本及び NTT 西日本」の構造では、有線 LAN における「FTTH（光ファイバー）」及び「CATV（ケーブルテレビ）」を既得権益での独占している状態なので、「トラフィック（回線混雑）」を招くと思いますので、「NTT 東日本及び NTT 西日本」をバランス良く解体して行く事が望ましいと、私は考えます。要約すると、「NHK（日本放送協会）」では、無線 LAN における「4K・8K」を既得権益での独占している状態なので、「NHK（日本放送協会）」を廃止して行く事が望ましいと、私は考えます。要するに、「有線 LAN」及び「無線 LAN」をバランス良く導入する構造が望ましいと、私し個人は思います。		○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見（個人B） ○ 費用や約款等については分からないのであるが（掲載が無いので）、特に問題無いのではないかと思います。		○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見（個人C） ○ 広帯域伝送サービスに係る改定について	再意見（個人C） ○ 前回意見提出で視点漏れとなっていた点を追	○ 賛同の御意見として承ります。	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
賛同致します。 将来を見越し CATV の伝送が地域ブロック単位の同軸ケーブルから家屋へ光回線を引き込み集合住宅では主配線盤（MDF）に光電気変換装置を設置し住宅内共聴同軸ケーブルへ送信する方式への更新を促進するためにも NTT 光回線の利用を安価に利用可能となる。 CATV の高度化による光回線利用率向上で NTT 回線原価の低減化と CATV 事業者と光回線事業者間の競争でここ最近値下げが行われない固定回線利用料金の値下げを図る副次的な効果を期待します。	加致します 広帯域伝送サービスに係る改定について これ等のインフラ系サービスを既存より安価に提供した過去の事例では大手事業者が資金力を背景に整備用に NTT 東西局舎スペースの仮押さえを乱発し他社競争が参入できない不利な状況が多々発生しました。 いわゆる平成14年の電気通信事業紛争処理委員会で問題化されたコロケーションルールと同様の事が起こり得る懸念があります。 特に19年11月よりGAFAに分類されるAppleが動画配信事業サービスを日本で開始するにあたり競合であるAmazon、Googleと熾烈な顧客獲得競争を繰り広げると予想され、顧客満足度で重要視される配信サービスの安定性（ストリーミングが停止せず視聴可能）を満たす為にはインフラを潤沢に整備する必要があります。 上記の状況によってGAFAが資金力にものを言わせ国内事業者を圧迫するような不公正な市場環境を生み出さなよう総務省と公正取引委員会が連携し事業者の過剰な設備仮押さえとNTT東西がそれに応じてしまわないかを監視する必要があると思われます。	○ 引き続き、電気通信事業分野における公正競争を確保していくことが重要であると考えます。 ○ いただいた御意見は、今後の情報通信政策の参考として承ります。	

(案)

情 郵 審 第 * 号
令和元年 11 月 * 日

総 務 大 臣
高 市 早 苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

印

答 申 書

令和元年 9 月 27 日付け諮問第 3122 号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（広帯域伝送サービスに係る改定）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

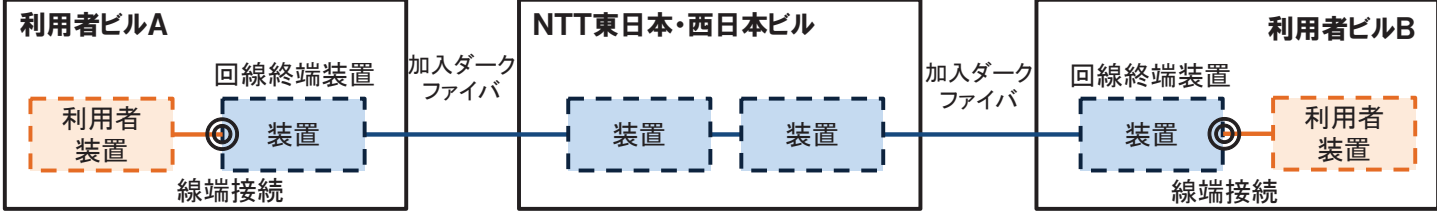
東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社の 第一種指定電気通信設備に関する接続約款の 変更の認可申請に関する説明 （広帯域伝送サービスに係る改定）

令和元年 9 月

NTT東日本・西日本において、利用者のデータセンター間等をつなぐサービス※を新たに開始するに当たり、接続約款を変更するもの。

※ 光回線設備を用いて、拠点間で広帯域(100G等)通信を行うもの

＜構成例※1＞



＜料金＞

網改造料※2 網使用料※3 網改造料※2 網改造料※2 網使用料※3 網改造料※2

- ※1 NTT東日本・西日本と利用者との接続箇所は、両者のビル内を想定。
- ※2 光回線設備に係る拠点間通信機能【新設の網改造料】
- ※3 端末回線伝送機能第6欄ア欄(光信号端末回線・シングルスター方式)【既存の網使用料】

接続約款規定箇所	概要
第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)第1項	端末回線線端で接続する場合、契約約款の料金を準用しているが、装置部分は網改造料として設定していることから、契約約款の料金準用の対象外。
料金表 第1表 接続料金 網使用料 1適用 第8欄	回線終端装置(端末回線の終端にNTT東日本・西日本が設置する装置)を利用する場合、端末回線伝送機能の料金額に回線終端装置の部分の料金額を加えた額を適用しているが、回線終端装置部分は網改造料として設定していることから、適用の対象外。
料金表 第1表 接続料金 網改造料 1適用 第6欄【新設】	伝送装置等の網改造料について、光信号端末回線に係る料金と組み合わせて適用。(利用区間により、光信号中継回線も組み合わせて適用する場合あり。)
料金表 第1表 接続料金 網改造料 1-1 網改造料の対象となる機能(東)第69欄(西)第68欄【新設】	2拠点間に構築・設置する伝送装置等について、新たに網改造料(光回線設備に係る拠点間通信機能)として設定。

審査結果
(広帯域伝送サービスに係る改定について)

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)及び電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ア)	—	変更事項なし
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)イ)	適	接続料は接続料規則第4条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ウ)	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)エ)	—	変更事項なし
5 施行規則第23条の4第2項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ)	—	変更事項なし
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし適正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	—	変更事項なし
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	適	自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。



接続約款変更認可申請書

東相制第9-00058号
2019年9月20日

総務大臣
高市 早苗 殿

郵便番号 163-8019

東京都新宿区西新宿三丁目19-2

住所

名称及び代表者の氏名

東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 井上 福

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたので申請します。

実施期日 認可を受けた後、速やかに実施します。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新												
第1章 総則 (端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等) 第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料（番号案内機能等、端末間伝送等機能、端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄及び端末回線伝送機能設置手続費に係るものを除きます。）、当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止並びに技術的条件（技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。）のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分（選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。）について、第1条（約款の適用）の規定にかかわらず、料金については、当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間はその契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定（施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止にあっては、その契約約款の当社が行う契約解除及び利用停止に係る規定とします。）を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。	第1章 総則 (端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等) 第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料（番号案内機能等、端末間伝送等機能、端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄、光回線設備に係る拠点間通信機能及び端末回線伝送機能設置手続費に係るものを除きます。）、当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止並びに技術的条件（技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。）のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分（選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。）について、第1条（約款の適用）の規定にかかわらず、料金については、当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間はその契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定（施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止にあっては、その契約約款の当社が行う契約解除及び利用停止に係る規定とします。）を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。												
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1)～(7) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用</td><td>ア～ウ (略) エ 回線終端装置を利用する場合については、2（料金額）2-1-1に掲げる料金額に2-1-2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</td></tr></table>	区 分	内 容	(1)～(7) (略)	(略)	(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ウ (略) エ 回線終端装置を利用する場合については、2（料金額）2-1-1に掲げる料金額に2-1-2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。	料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1)～(7) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用</td><td>ア～ウ (略) エ 回線終端装置を利用する場合については、第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第69欄を適用するときを除き、2（料金額）2-1-1に掲げる料金額に2-1-2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</td></tr></table>	区 分	内 容	(1)～(7) (略)	(略)	(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ウ (略) エ 回線終端装置を利用する場合については、第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第69欄を適用するときを除き、2（料金額）2-1-1に掲げる料金額に2-1-2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
区 分	内 容												
(1)～(7) (略)	(略)												
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ウ (略) エ 回線終端装置を利用する場合については、2（料金額）2-1-1に掲げる料金額に2-1-2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。												
区 分	内 容												
(1)～(7) (略)	(略)												
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ウ (略) エ 回線終端装置を利用する場合については、第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第69欄を適用するときを除き、2（料金額）2-1-1に掲げる料金額に2-1-2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。												
第2 網改造料 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1)～(5) (略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	内 容	(1)～(5) (略)	(略)	第2 網改造料 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1)～(5) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(6) 光回線設備に係る拠点間通信機能の適用</td><td>光回線設備に係る拠点間通信機能の料金については、第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）に規定する光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）に限ります。以下、この欄及び1-1（網改造料の対象となる機能）第69欄において同じとします。）又は光信号端末回線及び光信号中継回線に係る料金と組み合わせて適用します。</td></tr></table>	区 分	内 容	(1)～(5) (略)	(略)	(6) 光回線設備に係る拠点間通信機能の適用	光回線設備に係る拠点間通信機能の料金については、第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）に規定する光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）に限ります。以下、この欄及び1-1（網改造料の対象となる機能）第69欄において同じとします。）又は光信号端末回線及び光信号中継回線に係る料金と組み合わせて適用します。		
区 分	内 容												
(1)～(5) (略)	(略)												
区 分	内 容												
(1)～(5) (略)	(略)												
(6) 光回線設備に係る拠点間通信機能の適用	光回線設備に係る拠点間通信機能の料金については、第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）に規定する光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）に限ります。以下、この欄及び1-1（網改造料の対象となる機能）第69欄において同じとします。）又は光信号端末回線及び光信号中継回線に係る料金と組み合わせて適用します。												

1-1 網改造料の対象となる機能			備 考
区 分			
(1)～(68)	(略)	(略)	(略)

1-1 網改造料の対象となる機能			備 考
区 分			
(1)～(68)	(略)	(略)	(略)
(69)	光回線設備に係る拠点間通信機能	光信号端末回線又は光信号中継回線と接続する当社の装置において、イーサネットフレームを送送する2拠点間の広帯域通信を実現するための機能	

附 則
この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

接続約款変更認可申請書



西設相制第 9 号
2019 年 9 月 20 日

総務大臣
高市 早苗 殿

郵便番号 540-8511

お送り先のお名前がしゅうこうぼんぽう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしこうぼんでんしんてんわふしきがいしや

西日本電信電話株式会社

ごほうし かつよし

代表取締役社長 小林 亮

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																						
第1章 総則 (端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等) 第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料（番号案内機能等、端末間伝送等機能、端末回線伝送機能2－1－1－1第7欄及び端末回線伝送機能設置手続費に係るものを除きます。）、当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止並びに技術的条件（技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。）のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分（選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。）について、第1条（約款の適用）の規定にかかわらず、料金については、当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間はその契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定（施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止にあっては、その契約約款の当社が行う契約解除及び利用停止に係る規定とします。）を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。	第1章 総則 (端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等) 第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料（番号案内機能等、端末間伝送等機能、端末回線伝送機能2－1－1－1第7欄、光回線設備に係る拠点間通信機能及び端末回線伝送機能設置手続費に係るものを除きます。）、当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止並びに技術的条件（技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。）のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分（選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。）について、第1条（約款の適用）の規定にかかわらず、料金については、当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間はその契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定（施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止にあっては、その契約約款の当社が行う契約解除及び利用停止に係る規定とします。）を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。																						
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1)～(7)（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用</td><td>ア～ウ （略） エ 回線終端装置を利用する場合については、2（料金額）2－1－1に掲げる料金額に2－1－2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</td></tr></table> 第2 網改造料 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1)～(5)（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	内 容	(1)～(7)（略）	（略）	(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ウ （略） エ 回線終端装置を利用する場合については、2（料金額）2－1－1に掲げる料金額に2－1－2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。	区 分	内 容	(1)～(5)（略）	（略）	料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1)～(7)（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用</td><td>ア～ウ （略） エ 回線終端装置を利用する場合については、第1表（接続料金）第2（網改造料）1－1（網改造料の対象となる機能）第68欄を適用するときを除き、2（料金額）2－1－1に掲げる料金額に2－1－2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</td></tr></table> 第2 網改造料 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1)～(5)（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(6) 光回線設備に係る拠点間通信機能の適用</td><td>光回線設備に係る拠点間通信機能の料金については、第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）に規定する光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）に限ります。以下、この欄及び1－1（網改造料の対象となる機能）第68欄において同じとします。）又は光信号端末回線及び光信号中継回線に係る料金と組み合わせて適用します。</td></tr></table>	区 分	内 容	(1)～(7)（略）	（略）	(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ウ （略） エ 回線終端装置を利用する場合については、第1表（接続料金）第2（網改造料）1－1（網改造料の対象となる機能）第68欄を適用するときを除き、2（料金額）2－1－1に掲げる料金額に2－1－2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。	区 分	内 容	(1)～(5)（略）	（略）	(6) 光回線設備に係る拠点間通信機能の適用	光回線設備に係る拠点間通信機能の料金については、第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）に規定する光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）に限ります。以下、この欄及び1－1（網改造料の対象となる機能）第68欄において同じとします。）又は光信号端末回線及び光信号中継回線に係る料金と組み合わせて適用します。
区 分	内 容																						
(1)～(7)（略）	（略）																						
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ウ （略） エ 回線終端装置を利用する場合については、2（料金額）2－1－1に掲げる料金額に2－1－2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。																						
区 分	内 容																						
(1)～(5)（略）	（略）																						
区 分	内 容																						
(1)～(7)（略）	（略）																						
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ウ （略） エ 回線終端装置を利用する場合については、第1表（接続料金）第2（網改造料）1－1（網改造料の対象となる機能）第68欄を適用するときを除き、2（料金額）2－1－1に掲げる料金額に2－1－2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。																						
区 分	内 容																						
(1)～(5)（略）	（略）																						
(6) 光回線設備に係る拠点間通信機能の適用	光回線設備に係る拠点間通信機能の料金については、第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）に規定する光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）に限ります。以下、この欄及び1－1（網改造料の対象となる機能）第68欄において同じとします。）又は光信号端末回線及び光信号中継回線に係る料金と組み合わせて適用します。																						

1－1 網改造料の対象となる機能		
区 分		備 考
(1)～(67)（略）	（略）	（略）

1－1 網改造料の対象となる機能		
区 分		備 考
(1)～(67)（略）	（略）	（略）
(68) 光回線設備に係る拠点間通信機能	光信号端末回線又は光信号中継回線と接続する当社の装置において、イーサネットフレームを伝送する2拠点間の広帯域通信を実現するための機能	_____

附 則
この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

参 照 条 文

○ 電 気 通 信 事 業 法 (昭 和 五 十 九 年 法 律 第 八 十 六 号) 抄

(第 一 種 指 定 電 気 通 信 設 備 と の 接 続)

第三十三条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第一種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額(以下この条において「接続料」という。)及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件(以下「接続条件」という。)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 (略)

4 総務大臣は、第二項(第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。)の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件

ロ 総務省令で定める機能ごとの接続料

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれと他の電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

ニ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。

三 接続条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。

四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 前項第二号の総務省令で定める方法(同項第一号の総務省令で定める機能のうち、高度で新しい電気通信技術の導入によつて、第一種指定電気通信設備との接続による当該機能に係る電気通信役務の提供の効

率化が相当程度図られると認められるものとして総務省令で定める機能に係る接続料について定めるものに限る。)は、第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によつて提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して金額を算定するものでなければならない。

6～18 (略)

(審 議 会 等 へ の 諮 問)

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第二十一条第二項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十三条第二項の規定による接続約款の認可、同条第十項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第百八条第一項の規定による通格電気通信事業者の指定、第百九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第百十条第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第百十六条第一項において準用する第七十九条第一項の規定による支援業務規程の認可

二～四 (略)

○ 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)抄

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

- 一 第一種指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備の側の箇所
- 二 第一種指定端末系伝送路設備における、き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所
- 三 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの
 - イ 電気信号の伝送に係るもの
 - ロ 光信号の伝送に係るもの

- 四 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所
- 五 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール(主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。)における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所
- 六 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置
- 七 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

- 八 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤
- 九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置
- 十 第一種指定中継交換局に設置されるイーサネットスイッチ(イーサネットのフレームを交換するための電気通信設備をいう。)

十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。第二十三条の九の四第二号及び第二十四条の五第九号において同じ。)

- 十二 信号用中継交換機(電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号(以下単に「信号」という。)の交換を行う設備をいう。)の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置
- 2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(以下この項及び第二十三条の六において「他事業者」という。)が接続の請求等を行う場合における次の事項
 - イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの
- (1) 第一種指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況及び中継系伝送路設備の異経路構成状況その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

- (2) 接続の請求(光信号用の中継系伝送路設備への接続の請求を除く。)を行い当該請求への回答(当該請求に即応ができない旨のものである場合には当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。)を受ける手続(当該請求に係る現用していない電気通信設備がない

ないために当該請求に即応ができない旨の当該回答に関する確認のための施設への立入りの手続を含む。)

- (3) 光信号用の中継系伝送路設備への接続の請求を行い当該請求への回答(当該請求に即応ができない旨のものである場合には当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。)を受ける手続(当該請求に係る現用していない電気通信設備がないために当該請求に即応ができない旨の当該回答に関する確認のための施設への立入りの手続を含む。)であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその光信号用の中継系伝送路設備を利用することとした場合の手続と同一のもの
- (4) 接続協定の締結及び解除の手続

ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間(電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の閲覧に供する措置がとられている場合を除く。)

- ハ 接続の請求の日から当該請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間
- 一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。.)との接続(第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。)の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項(前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。)
- イ 他事業者が特定接続の請求等を行う場合の手続であつて、次に掲げる事項を含むもの

- (1) 特定接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続
- (2) 特定接続の請求を行い当該請求への回答(当該請求に即応ができない旨のものである場合には、当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。)を受ける手続
- (3) 特定接続に関する協定の締結及び解除の手続

ロ 特定接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間(電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の閲覧に供する措置がとられている場合を除く。)

- ハ 特定接続の請求の日から当該請求への回答を受け特定接続が開始される日までの標準的期間
- 一の三 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第二条第二項第六号の二に規定する関門系ルータの増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項

- 二 他事業者が接続(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。)に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、どう道若しくは電柱等の利用の請求等を接続に關して行う場合における次の事項
- イ 他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

- (1) 他事業者が接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報の開示を他事業者が受ける手続
- (2) 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求し当該検討の結果の回答(当該設置を拒否するものである場合にはその合理的な理由を含む。)を受ける手続(他事業者による当該設置の請求に係る建物への立入り(当該設置に応じる場合の当該回答及び当該設置のための場所がないために当該設置を拒否する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。)の手続を含む。)

- (3) 他事業者が工事又は保守を行う場合の手続
- (4) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に他事業者が立会いをする手続
- ロ 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求した日から当該検討の結果の回答を受け当該回答に係る設置の工事が始まる日までの標準的期間(当該回答が接続に必要な装置の設置を拒否するものであるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)
- ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事を行う場合にあつては、工事の標準的期間(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)
- ニ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路、とう道又は電柱等の場所に関して他事業者が負担すべき次に掲げる金額
- (1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法(自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)に準じて計算される金額
- (2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額(合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等)を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法(自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)に準じて計算される金額
- ホ イ(1)の情報の開示を受ける場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)
- ヘ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に関して他事業者が負担すべき金額
- ト その他他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の当該他事業者が負担すべき金額及び条件
- チ 他事業者が接続に必要な装置を設置することが困難な場合であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講ずる当該装置又はこれに代わる装置の設置を可能とする措置の適用について他事業者が請求等を行うときにおける手続、他事業者が負担すべき金額その他当該措置を受けるに当たつての条件
- 三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線設備(共同住宅等(一戸建て以外の建物を含む。))に設置される設備(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く。))に限る。)を他事業者が利用する場合における次の事項
- イ 他事業者が工事を行う場合の手続
- ロ 他事業者が負担すべき金額
- ハ その他他事業者が利用する場合の条件
- 四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤

の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)

五 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項(第二十三条の六第二号に定めるものを除く。)

六 重要通信の取扱方法

七 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式(光信号用の中継系伝送路設備については、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその光信号用の中継系伝送路設備を利用することとした場合の様式と同一のものとする。)

ハ 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

九 光信号端末回線伝送機能(第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表一の項に規定するものをいう。)であつて光信号分離装置(通信用建物外に設置されるものに限る。以下この号において同じ。)を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合にあつては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画(一の光信号分離装置に収容し得る光信号伝送用の回線(加人者側終端装置と接続するものに限る。以下この号において同じ。))を利用することができる区域で、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設定するものをいう。))において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に収容する際現に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を収容する条件

十 番号ポートディライ機能(第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表二の項に規定するものをいう。))の接続料について、同令第十五条の二ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項

十一 特定のバケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能(以下「優先バケット機能」という。))に関する次の事項

イ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が策定するネットワーク管理の方針(優先バケット機能に係る通信量に関する基準を含む。)であつて、次の要件を満たすもの

(1) 通信の秘密の確保に支障がないこと。

(2) 当該電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に對し不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。

(3) その他当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。

ロ 他事業者による優先バケット機能の利用に当たり第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該他事業者に情報の提供を求める場合における次の事項

(1) 情報の範囲

(2) 情報の提供を求める手続

十一 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十二 有効期間を定めるときは、その期間

3 前項第一号(1)、第一号の二(1)及び第二号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

○ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第64号)抄

(遵守義務)

第三条 事業者は、機能ごとの接続料に関してこの省令を定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

(機能)

第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分		内容	対象設備
一端 未回線 伝送機能	一般帯域 透過端末 回線伝送 機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。)	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。)(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)
	特別帯域 透過端末 回線伝送 機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及びき線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間を伝送するものを除く。)	
光信号端 未回線伝 送機能	帯域分割 端末回線 伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するものに限る。)	
	光信号端 未回線伝 送機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)に限る。)により通信を伝送する	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を

機能		除く。)に限る。)
総合デジタル通信端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)により通信を伝送する機能(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであって、専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。)	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を含む。)
その他端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの及び光信号伝送用の回線(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。))により通信を伝送する機能(総合デジタル通信端末回線伝送機能を除く。)	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものを除く。)(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を含む。)
二端末系交換機能	端末系ルータ交換機能 一般受信ルータ優先パケット識別機能 加入者交換機能 信号制御交換機能	一般第一種指定受信ルータ 第一種指定加入者交換機(第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間)に設置される伝送装置等を含む。)

により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能		
優先接続機能	電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能	
番号ポータビリティ機能	番号ポータリティ(利用者が、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信役割の提供を受ける電気通信事業者を変更することができるとをいう。)を実現するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接収容された固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。)又は当該他の電気通信事業者が設置する交換等設備を識別する機能	
加入者交換機専用トラunkポート機能	加入者交換機専用トラunkポート機能	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定加入者交換機に収容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能
加入者交換機共用トラunkポート機能	加入者交換機共用トラunkポート機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。)を第一種指定加入者交換機に収容する装置において

		て、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
三 折返し通信路設定機能	端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、第一種指定加入者交換機に収容されている特定の端末系伝送路設備を識別して、当該端末系伝送路設備への通信路の設定を行う機能	インタフェース加入者モジュール又はこれに相当する設備	
三の二 光信号電気信号変換機能	第一種指定市内交換局に設置される光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能	光信号電気信号変換装置(第一種指定市内交換局に設置されるものに限る。)	
三の三 光信号分離機能	第一種指定市内交換局に設置される光信号分離装置により利用者の電気通信設備の側に光信号の分離を行う機能	光信号分離装置	
四 市内伝送機能	第一種指定加入者交換機間の通信を伝送する機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備(第一種指定中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)及び第一種指定中継交換機(第一種指定市内伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備又は信号用伝送装置との間に設置される伝送装置等を含む。)	
五 中継系交換機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門系ルータで接続する場合における当該閉門系ルータにより通信の交換を行う機能	閉門系ルータ	
	中継交換機能	第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能(この項の中継交換機専用ポート機能及び中継交換機共用ポート機能を除く。)	第一種指定中継交換機(第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれの間に設置される伝送装置等を含む。)

中継交換機専用ポート機能	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定中継交換機に収容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	置等を含む。)
中継交換機共用ポート機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。)を第一種指定中継交換機に収容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
五の二 音声/パケット変換機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門交換機で接続する場合における音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	メディアゲートウェイ
六 中継伝送機能	中継伝送専用機能	第一種指定中継系伝送路設備等であって、第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置されるもの(第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの(第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。))及び第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。)

中継交換機接続伝送専用機能	第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備（第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）により当該他の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能（中継伝送専用機能を除く。）	
	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等（波長分割多重装置を含む。）を除く。）に限る。）により通信を伝送する機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等（波長分割多重装置を含む。）を除く。）に限る。）
	特別光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を除き、波長分割多重装置を含む。）に限る。）により通信を伝送する機能
六の二 ルータ ベンダ 伝送機能	一般中継系ルータ交換伝送機能	第一種指定中継系ルータ設備等（関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、関門系ルータ又はメダハゲートウェイと関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定收容ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定のパケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）
特別收容ルータ接続ルータベンダ伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定收容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信

		設備（交換設備を除く。）
六の三 イーサネット フレーム伝送機能	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	イーサネットスイッチ及び当該イーサネットスイッチに係る伝送路設備
七 通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。）	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び当該交換等設備に係る伝送路設備
八 信号伝送機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
九 SIPサーバ機能	一般第一種指定收容ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	一般第一種指定收容ルータと連携するSIPサーバ
十 番号案内機能	電気通信番号の案内を行う機能	番号案内データベース及び番号案内装置
十一 削除		
十二 公衆電話機能	公衆電話機から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる機能	公衆電話機
十三 端末間伝送等機能	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられるものと同等の機能	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられる設備
十四 クロック提供機能	クロック提供装置によりクロック（電気通信設備間における電気通信信号の同期をとるための信号）を提供する機能	クロック提供装置

備考

- 一 表一の項の光信号端末回線伝送機能及び表六の項の一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能は、帯域が制限される場合におけるものと制限されない場合におけるものとで区分を行うものとする。

二 表二の項の加入者交換機能においては、次に掲げる機能を含むものとする。

- イ 事業者が他の電気通信事業者の利用者料金を回収し、当該利用者料金から他の電気通信事業者が事業者を支払うべき接続料を相殺し精算している場合において、利用者料金と接続料とを分離して計算する機能

- ロ 第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の交換設備との間の伝送路設備を用いて伝送することが困難な場合に第一種指定中継交換機を経由して当該第一種指定加入者交換機と当該他の電気通信事業者の交換設備との間で伝送を行うことを可能とする機能

- 三 表六の項の機能(中継伝送共用機能を除く。)は、対象設備が事業者の建物内に設置される場合におけるものと建物外に設置される場合におけるものとで区分を行うものとする。

(法第三十三条第五項の機能)

第五條 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能(以下「法第三十三条第五項の機能」という。)は、前条の表二の項(端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。)、四の項、五の項(関門系ルータ交換機能を除く。)、六の項(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。)及びハの項の機能とする。

第四章 原価算定

(原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用)

第七條 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあっては前条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあっては第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。)に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び利潤を算定しなければならない。

(接続料の原価)

第八條 接続料(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。)の原価は、第四条に規定する機能(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。)ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

二 接続料の原価の算定期間は一年とする。ただし、次に掲げる場合は、第四条に規定する機能に係る接続料の原価の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。

- 一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四条に規定する機能(法第三十三条第五項の機能を除く。)を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるとき。
- 二 前号以外の場合であって、接続料の急激な変動を緩和する必要があるとき。

三 第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料の原

価は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、当該電気通信役務に関する料金の原価(営業費、減価償却費、諸税及び報酬に相当する費用)に対して営業費から接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載される費用に相当するものを差し引いたものが占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乗じた額を差し引いて算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者の選択により、事業者が、当該他の電気通信事業者との間における接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行う場合にあつては、算定して得た額に、当該業務に係る費用の料金の原価に占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乗じた額を合算して算定することができる。

(第一種指定設備管理運営費の算定)

第九條 第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

- 二 前項の費用は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第二項ただし書に規定する電気通信役務を提供するために利用される第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

(第一種指定設備管理運営費の算定の特例)

第十條 前条の規定にかかわらず、法第三十三条第五項の機能に係る設備以外の設備であつて、対象設備等が帰属する設備区分が接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表において独立した設備区分として整理されていない場合においては、第一種指定設備管理運営費の額は、次に掲げる式により計算することができる。この場合において、対象設備等が法定耐用年数経過後において更改されていないときは、当該対象設備等の取得固定資産価額から残存価額を減じた差額を法定耐用年数で除して得た額を控除するものとする。

第一種指定設備管理運営費＝第九条の規定により算定される当該機能と類似の機能(以下「類似機能」という。)に係る第一種指定設備管理運営費(減価償却費相当額を除く。)×対象設備等の取得固定資産価額/類似機能に係る第一種指定設備管理運営費の算定の対象となる設備の取得固定資産価額十(対象設備等の取得固定資産価額－対象設備等の残存価額)/法定耐用年数

二 前項の取得固定資産価額は、合理的な予測に基づき算定された対象設備等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等とする。

三 第一項の類似機能に係る第一種指定設備管理運営費の算定の対象となる設備の取得固定資産価額は、接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の取得価額を基礎として算定された額とする。

(他人資本費用)

第十一條 第四条に規定する機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝第四条に規定する機能に係るシートベース×他人資本比率×他人資本利子率

二 第四条に規定する機能に係るシートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

第四条に規定する機能に係るシートベース＝(対象設備等の正味固定資産価額×(1＋繰延資産比率＋投資等比率＋貯蔵品比率)＋運転資本)×原価の算定期間

3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則 別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書に規定する機能の対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則 別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則 別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産(第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠、かつ、収益の見込まれないものに限る。)の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則 別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同様式に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。ただし、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。)」とあるのは「対象設備等の第一種指定設備管理運営費(減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。)」と読み替えるものとする。

運転資本＝対象設備等の第一種指定設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。)×(第四条に規定する機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数/三百六十五日)

6 第一項の他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する。

7 第一項の他人資本比率は、社債及び借入金(以下「有利子負債」という。)に対する利子率並びに有利子負債以外の負債の利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものである。

8 前項の有利子負債に対する利子率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

9 第七項の有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とする。

(自己資本費用)

第十二条 第四条に規定する機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。自己資本費用＝当該機能に係るシートベース×自己資本比率×自己資本利益率

2 前項の自己資本比率は、一から前条第一項の他人資本比率を差し引いたものとする。

3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間(リスク)通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下同じ。)の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×(他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利)

4 第三項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計算された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

5 第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合(対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。)においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

(調整額)

第十二条の二 第四条に規定する機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める式により計算する。

一 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価を算定する場合及び当該原価に基づき設定した接続料を変更する場合
調整額＝0

二 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価を算定する場合であつて前号に掲げる場合以外の場合(原価の算定期間が一年を超える場合に限る。)及び当該原価に基づき設定した接続料を変更する場合
調整額＝当該機能に係る前算定期間(前算定期間及び前々算定期間が1年である場合は、前算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。)における費用(前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。)+当該機能に係る前算定期間における調整額(当該調整額に係る費用及び需要は実績値に基づき算定するものとする。)-当該機能に係る前算定期間における接続料に係る収入(前年度の需要については合理的な予測に基づき算定するものとする。)

三 前々算定期間における接続料の原価が、第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたものである場合(前号に該当する場合を除く。)
調整額＝0

四 前々算定期間における接続料の原価が、第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたもの(原価の算定期間が一年を超える場合に限る。)である場合(第二号に該当する場合を除く。)
調整額＝当該機能に係る費用及び需要を実績値に基づき算定した前算定期間の調整額－当該機能に係る前算定期間の調整額

五 第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価を算定する場合
調整額＝0

六 前各号に掲げる場合以外の場合
調整額＝当該機能に係る前々算定期間における費用＋当該機能に係る前々算定期間における調整額－当該機能に係る前々算定期間における接続料に係る収入

2 前項の費用は、第一種指定設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。

(利益対応税)

第十三条 第四条に規定する機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

利益対応税＝（自己資本費用＋（有利子負債以外の負債の額×利子相当率）×利益対応税率

2 前項の利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

（接続料設定の原則）

第十四条 接続料は、第四条に規定する機能ごとに、当該接続料に係る収入が、当該接続料の原面に一致するように定めなければならない。

2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原面を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の様態を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

（利用者料金との比較による接続料の水準の調整）

第十四条の二 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には、当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（即電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によっては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令他の規定（第三条ただし書の規定を除く。）により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

（端末系交換機能等の接続料）

第十五条

1・2 （略）

3 第四条の表二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）の機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条 第四条の表一の項（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）、三の項から三の三の項まで、六の項（中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。）、六の二の項（特別収容ルータ接続ルーテイング伝送機能に限る。）、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあっては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあっては芯線数ごとに、各々細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の機能の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

2 前項の機能（一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。）に係る原面の総額（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。）で除して得た額をもって設定するものとする。

3 第一項の機能（特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原面の総額（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）で除して得た額をもって設定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）が零である場合にあっては、第一項の機能（特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原面の総額（芯線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。

（端末間伝送等機能に係る接続料）

第十八条 第四条の表十三の項の機能に係る接続料は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金と同様の単位を基本として設定するものとする。

（通信量等の記録）

第十九条

1～5 （略）

（接続料の再計算の期間）

第二十条 法第三十三条第十四項の総務省令で定める期間は一年間とする。

（接続料の再計算）

第二十一条 事業者は、法第三十三条第十四項の規定により再計算した接続料を、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては再計算後直ちに、その他の機能（第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。）に係るものにあつては毎事業年度経過後七月以内にその算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて総務大臣に報告しなければならない。

○ 電気通信事業法関係審査基準(平成十三年一月六日 総務省訓令第七十五号)抄

第九章 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は接続協定の認可・変更の認可

(趣旨)

第14条 法第33条第2項の規定による第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は法第33条第10項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(審査基準)

第15条 認可は次の各号(協定の認可を行うに当たっては、(イ)ア及びイを除く。)のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 法第33条第4項第1号関係

次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

ア 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件

イ 接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条で定める機能ごとの接続料

ウ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

エ 電気通信役割に関する料金を定める電気通信事業者の別

オ 施行規則第23条の4第2項で定める事項

(2) 法第33条第4項第2号関係

接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。

(3) 法第33条第4項第3号関係

接続の条件が第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利でないこと。

(4) 法第33条第4項第4号関係

特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

○ 接続に関する議事手続規則(平成二十年 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第六号)抄

(目的)

第一条 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(以下「部会」という。)が、電気通信事業法第百六十九条に規定する諮問事項のうち、接続等に関する事項の調査審議を行う場合の議事の手続については、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則(平成十五年郵政行政審議会決定第一号。以下「議事規則」という。)を準用するほか、この規則の定めるところによる。

(接続に関する総務省令の制定等及び第一種指定電気通信設備に関する処分等の調査審議)

第二条 部会長は、次に掲げる事項の調査審議を行う場合は、議事規則第四条の規定による意見の聴取を行わなければならない。ただし、軽微な案件であつて、部会が意見の聴取を要しないと認めるものについては、この限りでない。

一 接続に関する総務省令の制定、変更又は廃止

二 第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備の指定

三 第一種指定電気通信設備に関する接続約款に関する認可

四 第一種指定電気通信設備との接続に関する接続協定(裁定によって定められた接続料及び接続の条件によるものを除く。)に関する認可

五 第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加の計画の変更の勧告

2 部会長は、前項の規定により意見を聴取しようとするときは、意見の提出期限の二週間前までに、次に掲げる事項(前項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項の調査審議を行う場合その他部会長が再意見を聴取しないことについて適当と認める場合にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公告しなければならない。

一 総務省令案、指定案、接続約款案、接続協定案又は勧告案並びに接続料の算出の根拠に関する説明その他案の理由又は根拠を記載した書類

二 意見の提出先及び提出期限

三 再意見(他の利害関係人が提出した意見に対する意見をいう。以下同じ。)の提出先及び提出期限

3 部会長は、前項の規定により公告する事項を総務省ホームページへの掲載、事業者団体への通知、報道発表その他の方法により周知に努めなければならない。

4 意見又は再意見を提出しようとする者は、別記様式の意見書又は再意見書に、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)を添えて行うことができる。

5 部会長は、意見書及び再意見書を公衆の閲覧に供しなければならない。

6 部会長は、意見の提出期限から再意見の提出期限までは、相当な期間をおかなければならない。

7 部会は、意見の聴取に係る議題の審議に当たり、聴取した意見及び再意見を参考としなければならない。

(答申)

第三条 電気通信事業法第百六十九条に規定する諮問事項のうち、接続等に関する事項についての答申書は、結論の理由並びに参考とした資料に対する判断及びその理由の要旨を付記するものとする。